

避難行動要支援者支援制度の案内

高齢者や障害者など災害時において特に配慮が必要な人（要配慮者）のうち、避難に特に支援を要する方（避難行動要支援者）の避難に関することを定めた**個別避難計画**を作成して情報を地域の支援者（地域支援等関係者）と共有し、平常時・災害時における活動に活用します。

個別避難計画とは？

避難行動要支援者一人ひとりについて、状況や状態、避難の方法、避難時に配慮が必要な事項を記載した計画のことを個別避難計画といいます。作成した個別避難計画を区長や消防、警察といった、避難支援等関係者と共有します。

なお、対象となる避難行動要支援者や個別避難計画の内容、避難支援等関係者は以下の通りです。

対象者（避難行動要支援者）

- ・ 要介護認定3～5を受けている者
- ・ 身体障害者手帳1・2級（総合等級）の第1種を所持する身体障害者
- ・ 療育手帳Aを所持する知的障害者
- ・ 精神障害者保健福祉手帳1・2級を所持する者で単身世帯の者
- ・ 避難行動時の支援を必要とする難病患者
- ・ 上記に該当しないが、個別避難計画を作成し、情報共有することを希望する者

※上記の内、在宅の方が対象ですので、**施設等に入居されている方は対象外**です。



個別避難計画の内容

- ①氏名 ②生年月日
- ③性別 ④住所 ⑤電話番号
- ⑥本人の状態（要介護度や障害等級など）
- ⑦緊急時の連絡先
- ⑧同居している家族
- ⑨避難支援等を必要とする事由（かかりつけ医や持病、服用している薬等）
- ⑩避難支援等実施者の氏名・住所・電話番号・支援の具体的な内容
- ⑪避難場所への避難経路図



・ 平常時の見守り等

- ・ 個別避難計画の作成
- ・ 情報提供の同意

設楽町



- ・ 同意のあった情報を共有

避難支援等関係者

- ・ 行政区長 ・ 自主防災組織 ・ 民生委員
- ・ 新城市消防本部設楽分署 ・ 設楽町消防団
- ・ 設楽警察署 ・ 設楽町社会福祉協議会



※町では、避難行動要支援者の方々の名簿を作成していますが、**災害時には同意の有無に関わらず避難支援等関係者に情報を提供することがあります。**

個別避難計画の作成方法について

個別避難計画は下記の作成手順と個別避難計画の記載例を参考に作成してください。なお、一人での作成が困難な場合は、福祉専門職（ケアマネジャー、相談支援専門員）や地域の方々に相談してみてください。

作成手順

個別避難計画の作成と情報提供に同意しますか？

はい

いいえ

「情報提供同意書兼個別避難計画」の「同意しません。」の部分に丸をつけて、役場町民課へ提出してください。

個別避難計画の作成をしていきましょう！

Step 1

①氏名 ②生年月日 ③性別 ④住所 ⑤電話番号 ⑥本人の状態
⑦緊急時の連絡先 ⑧同居している家族 ⑨避難支援等を必要とする事由
を記載する。

Step 2

避難を支援してくれる人を見つけて、支援をお願いする。

- ・ご家族や近所の方といった、災害時にすぐに駆けつけてくれる人をお願いしてみましょう。
- ・支援をお願いする際には、必ずきちんと説明して本人の了承を得るようにしましょう。
- ・支援をする側が負担にならないように、必ず支援の具体的な内容を決めてからお願いするようにしましょう。



Step 3

⑩避難支援等実施者の氏名・住所・電話番号・支援の具体的な内容
⑪避難場所への避難経路図
を記載する。



Step 4

完成した個別避難計画を役場町民課へ提出してください。

Step 5

作成した個別避難計画を基に地域の防災訓練に参加して避難訓練をしましょう。

注意！

避難行動要支援者の支援は、支援する人々の助け合いの精神に基づくもので、支援者の無理のない範囲での支援となります。また、災害の状況によっては、支援者自身が被災者となり、**避難支援を行うことができない**ことも想定されます。まずは、ご自身で自分の命を守る努力が大切です。

(問い合わせ先)

【避難場所、個別避難計画の作成に関するアドバイス】

担当 設楽町役場 総務課

電話 0536-62-0511

メール somu@town.shitara.lg.jp

【個別避難計画の提出・管理】

担当 設楽町役場 町民課

電話 0536-62-0519

メール chomin@town.shitara.lg.jp